

平成31年度 生活支援課 業務計画

政策目標 5	福祉部	共に見守り支え合いですこやかに暮らせるまち
施策目標 20	生活支援課	安定した生活を支援する

1 施策目標の達成に向けた取り組み方針

生活困窮に陥った場合の最後のよりどころであるセーフティネットとして、生活保護制度が確実に機能するように、生活保護面接相談員やケースワーカーが迅速・的確に事務を実施します。

生活保護制度の目的である、被保護者の自立を助長するため、稼働能力等被保護者が持つ能力を的確に把握し、援助方針を策定して、自立に向けた指導・援助を行います。

生活困窮者が抱えている問題に対し、当事者ととも策定した自立支援計画に基づいて、包括的・継続的な支援を行い、生活困窮状態からの脱却を目指します。

生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援や生活習慣を身につけるための支援を行うとともに、親への教育支援の実施や進学後のサポートを図り、将来における安定した就労や健全な生活環境の維持につなげ、長期的な視点での自立助長を図ります。また、庁内の横断的な支援のため、「子どもの未来応援庁内連絡会議」において、情報共有を図り、生活困窮者の子どもの支援に努めます。

平成30年度から実施した就労ステップアップ事業については、生活困窮者自立支援法の任意事業である「就労準備支援事業」の実施を目指します。

3 施策目標の達成に向けて重点的に取り組む事業

優先順位	実施計画事業名	施策のねらい	事業の方向性	事業主体	事業内容
			予算額(千円)	性質区分	
1	生活保護の決定及び実施に関する事務	2	現状維持	市	【31年度の取組】 生活保護法による、資産、社会保障給付、就労収入等の調査及び就労の可能性の調査を行った上で、保護の要否、種類等を決定します。 また、決定後は、ケースワーカーによる訪問の実施などで、生活の支援を実施します。医療扶助の適正化を図るため、レセプト点検や頻回受診等への指導、ジェネリック医薬品の利用促進を行います。 【課題事項】 ・他法他施策活用の徹底
			4,199,623	義務的事業	
2	生活困窮者自立相談支援事業	1	現状維持	市	【31年度の取組】 生活困窮者自立支援法に基づき、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員が生活困窮者の抱えている課題を評価・分析し、ニーズを把握して、自立支援計画を策定します。その後、生活困窮者の課題解決を支援いたします。 【課題事項】 ・関係機関との協力体制の構築
			6,151	義務的事業	
3	生活保護受給者就労支援事業	2	現状維持	市	【31年度の取組】 就労の実現に向け、就労支援員とケースワーカーが連携し、求人情報の提供等、助言・指導を行います。ハローワークと連携を行い、効果的な生活保護受給者等就労自立促進事業を行います。 【課題事項】 ・支援の期間が長期間になっている受給者
			3,455	政策的事業	
4	被保護者の自立支援事業	2	現状維持	市	【31年度の取組】 高齢者や障害、傷病をもち、就労が困難な受給者には、ケースワーカーが世帯の実態に応じた訪問活動を行い、生活実態を把握し、状況に応じた自立支援を行います。 【課題事項】 ・増加する高齢単身世帯への支援
			9,675	政策的事業	

2 施策のねらい	
1	生活困窮者への自立支援
2	生活保護世帯の自立支援

スケジュール											
4月～						10月～			3月		
ケースワーカーによる相談・資産、年金資格調査・親族調査・ケース検討・保護費支給											
レセプト点検・頻回受診への指導、助言・他法他施策の活用・ジェネリック薬品の利用促進											
課税調査											
63条返還金、78条徴収金、159条戻入金の徴収に関する戸籍調査・督促状送付											
主任相談支援員・相談支援員・就労支援員による相談、生活困窮者の抱えている課題の評価・分析、自立支援計画の策定、包括的・継続的な支援											
支援調整会議の随時開催・関係機関との連絡・調整											
ケースワーカーと就労支援相談員による就労支援及び指導・ケース検討会											
ハローワークとの連携による就労支援強化											
訪問調査・病状調査・ケース検討会											
ケースワーカーによる家庭訪問・日常支援											

3 施策目標の達成に向けて重点的に取り組む事業

優先順位	実施計画事業名	施策のねらい	事業の方向性	事業主体	事業内容
			予算額(千円)	性質区分	
5	生活困窮者自立支援法に基づく任意事業	1	現状維持	市	[31年度の取組] 生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援や居場所づくりの取組を行います。また、子どもの未来応援庁内連絡会議にて情報共有を図ります。 就労ステップアップ事業を発展させ、就労準備支援事業を進めます。 [課題事項] ・生活困窮世帯の参加者確保 ・未実施任意事業(家計相談支援事業・一時生活支援事業)について、県との連携の検討
			4,671	政策的事業	
6	要保護者に関する相談事業	1	現状維持	市	[31年度の取組] 面接相談員及びケースワーカーが、相談者の状況を把握し、様々な施策についての助言を行います。 [課題事項] ・他法他施策活用の徹底
			2,511	義務的事業	

スケジュール												
4月～						10月～						3月
生活保護世帯等の子どもたちへの学習支援・居場所づくり (ケースワーカー、生活保護子ども支援相談員との連携支援・毎月のモニタリング等で子どもの支援に取り組む) 子ども支援相談員による、子どものいる世帯への教育支援や日常生活支援												
就労ステップアップ事業 就労準備支援事業の実施準備						就労ステップアップ事業 就労準備支援事業						
面接相談員及びケースワーカーによる面接相談												